

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書

(鳥取県立二十一世紀の森)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立二十一世紀の森の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

とっどりの森を守り木を活かす会（共同企業体）

代表者 鳥取市叶122番地西垣ビル3号室

鳥取県木材協同組合連合会

代表理事 清水 秀満

構成員 鳥取市湖山町西二丁目413番地

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団

代表理事 前田 幸己

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

43,286,000円（債務負担行為限度額 43,286,000円）

[参考] 単年度指定管理料の額

| 年度 | 指定管理料の額 |
|--------|------------|
| 平成31年度 | 8,594,000円 |
| 平成32年度 | 8,673,000円 |
| 平成33年度 | 8,673,000円 |
| 平成34年度 | 8,673,000円 |
| 平成35年度 | 8,673,000円 |

4 選定理由

二十一世紀の森の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、林業関係団体が母体であることから、林業の専門的知識が有する人材が豊富であるうえ、民間とのネットワークの積極的な構築による、応援団的な組織提案もなされており、幅広い参加者による様々な利活用が期待できることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成30年7月2日から同年8月15日まで（現地説明会 平成30年7月17日）

(2) 応募者

| 応募者 | 所在地 | 代表者 |
|-----------------|----------------------|----------------------------|
| とっどりの森を守り木を活かす会 | 鳥取市叶122番地 西垣ビル3号室 | 鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 清水 秀満 |

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

| 氏名 | 所属等 |
|--------------|-------------------------|
| 林 昭男 (委員長) | 鳥取県信用保証協会 会長 |
| 若松 信宏 (副委員長) | 税理士 (西日本税理士法人) |
| 芳賀ひとみ | 鳥取県立智頭農林高等学校 地域コーディネーター |
| 友田恵梨子 | 画家、デザイナー、イラストレーター |
| 地原 伸 | 鳥取県農林水産部森林・林業振興局長 |

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：平成30年6月18日
指定管理者制度及び二十一世紀の森の概要説明、募集要項・審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会：平成30年8月28日
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

| | 選定基準 | 審査項目 | 配点 |
|---|---|---|----------------|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号) | <ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格 | 必須 配点なし |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | <ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策・利用促進策等) 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開園時間、休園日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開 施設設備の維持及び衛生管理の水準 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 利用者等の要望の把握 | 40 |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | <ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 県の委託料の多寡 | 20 |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号) | <ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 | 34 |
| 5 | その他 (指定手続条例第5条第4号) | <ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツに係る提案 | 6 |

(4) 審査結果

| 審査基準 | 配点 | とっどりの森を守り木を活かす会 | 委員からの主な意見等 |
|------|------|-----------------|---|
| 1 | 適／不適 | 適 | 平等な施設利用を確保できるものと評価された。 |
| 2 | 40 | 24.9 | <p>○異なる専門性を有する団体が構成する共同事業体の強みを発揮したサービス向上と利用促進が期待できる。</p> <p>○従来の施設、ネットワークを活かした運営が期待できる。</p> <p>○森林学習展示館の活用を要と考え、常設展示のリニューアルを提案されたことを評価。利用者の「興味・感性・好奇心」をくすぐる企画に期待。鳥取の豊かな自然と共に、「木育」をテーマとした施設に魅力を感じる。</p> <p>○ワクワク感を運営側が企画し、利用者に伝えることから始めてほしい。</p> <p>○施設の運営に当たっては、林業試験場との連携を密にしていけることが望ましい。</p> |
| 3 | 20 | 9.4 | ○限られた予算で仕様書に沿った管理運営を行う計画とし、指定管理に求められるレベルをクリアしている。 |
| 4 | 34 | 18.7 | <p>○構成する2団体ともに、財政基盤・経営基盤は安定している。</p> <p>○林業関係団体の共同事業体であり、専門知識を有する者が管理運営することができる。</p> <p>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等は受けていない。</p> <p>○講師の選定等の検討を進め、より充実した施設運営に進めてほしい。</p> |
| 5 | 6 | 0.0 | ○ネーミングライツに係る提案はない。 |
| 合計 | 100 | 53.0 | |

※点数は出席委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・「木育」や「林業労働災害防止教育」の拠点とするため、森林学習展示館、林業技術工芸実習館及び林業技術訓練センターにそれぞれテーマを設定して管理運営していく。
- ・森林・林業・木材の専門家で構成する「とっどりの森を守り木を活かす会」の人材やノウハウを最大限活用する。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 施設活用の取組方針

- ・木育・工芸・労働の関係団体等と運営委員会を組織し、施設の目的を最大限に実現する。

イ 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業技術の研修に関する業務の取組内容

- ・木工教室（年2回）、林業チェーンソー研修（年6回）、森のようちえんや保育園を招いたイベント（年3回）を実施する。

ウ サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ・ホームページ等を活用して情報発信し、二十一世紀の森の魅力をPRする。
- ・ファンクラブ会員を募集する。
- ・運営委員会で定期的に意見交換会を開催し、要望等を業務に反映する。
- ・施設内でのアンケート回収箱の設置、利用者への聞き取り等を行い、要望を業務に反映する。

(3) 施設管理

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・施設内とその周辺は禁煙とする。
- ・森林学習展示館の一角にフリースペースを設け、お茶のサービスを提供する。
- ・周辺の見回り、日常清掃の実施、トイレ、展示館の毎朝の清掃を行う。

イ 外部委託の考え方

- ・原則、県内業者へ発注する。

(4) 開園時間及び休園日

- ・開園時間は午前9時から午後4時30分までとする。
- ・休園日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを基本とする。平日の休園日については勤務形態等を勘案して、本年度中に県と再協議する。

(5) 利用料金の設定、利用料金の減免

- ・現行の利用料金のほかに、林業技術工芸実習館の備品（糸のこ、木工ろくろ）の使用料を新たに設定する。
- ・利用料の減免は現行のとおりとする。

(6) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・火災予防のため施設内及び周辺を禁煙とする。
- ・警備会社から連絡があった場合はすみやかに施設管理者が対応する。
- ・事故、事件が発生した場合、県と密に連携し関係部署に連絡するなど速やかに対応する。

(7) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ホームページでの意見募集、アンケート（個人、団体、イベント参加者）、電話等での要望受付を実施する。
- ・県と協議して具体的な対応を決定し、対応はホームページ等で公開する。

(8) 組織及び職員の配置等

- ・林業に関係する大学の修了者を統括責任者とする。
- ・その他、庶務スタッフ（経理の資格保有者）1名、常駐スタッフ4名（常勤1名、非常勤3名）を確保し、常時1名以上の職員を配置する。